第二章　除却する必要のあるマンションに係る特別の措置
　第一節　除却の必要性に係る認定等（第四十九条―第五十二条）
　第二節　買受計画の認定等（第五十三条―第五十五条）
第三章　マンション敷地売却事業
　第一節　マンション敷地売却組合（第五十六条―第六十二条）
　第二節　分配金取得手続等（第六十三条―第七十六条）
第四章　雑則（第七十七条・第七十八条）
附則

第一章の章名、同章第一節及び第二節の節名並びに第二章の章名を削る。

第一条の前に次の章名、節名及び款名を付する。

第一章　マンション建替事業

第一節　施行者

第一款　マンション建替組合

第一条中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改める。

第三条第二項各号列記以外の部分中「組合」を「マンション建替組合（以下この章において「組合」という。）」に改める。

第十八条第一号中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」に改める。

第十八条の二中「第二十四条第六項」を「第二十四条第七項」に改める。

第二十一条の次に次の款名を付する。

第二款　個人施行者

第二十九条の次に次の節名を付する。

第二節　権利変換手続等

第四十七条中「第九十五条」を「第九十五条第一項」に改める。

第三章を削る。

第六十一条中「第百一条」の下に「及び法第百六十三条」を加え、同条を第七十八条とする。

第六十条第一項中「第二十五条第二項」の下に「（法第百二十六条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「又は法第九十九条第三項」を「、法第九十九条第三項、法第百二十三条第一項（法第百三十四条第二項において準用する場合を含む。）、法第百三十七条第五項又は法第百四十七条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

6　都道府県知事等は、法第百二十三条第一項の公告をしたときは、その公告の内容を売却マンションの敷地の区域内の適当な場所に、その公告をした日から起算して三十日間掲示しなければならない。

7　都道府県知事等又は組合は、法第百三十四条第二項において準用する法第百二十三条第一項又は法第百四十七条第一項の公告をしたときは、その公告の内容を売却マンションの敷地の区域内の適当な場所に、その公告をした日から起算して十日間掲示しなければならない。

第六十条を第七十七条とする。

第四十八条の次に次の二章を加える。

第二章　除却する必要のあるマンションに係る特別の措置

第一節　除却の必要性に係る認定等

（マンションの除却の必要性に係る認定の申請）

第四十九条　法第百二条第二項の認定を受けようとするマンションについて同条第一項の認定の申請をしようとする者は、木造のマンション又は木造と木造以外の構造とを併用するマンションについては別記様式第十一の除却の必要性に係る認定申請書の正本及び副本並びに別記様式第十二の正本及び副本に、木造の構造部分を有しないマンションについては別記様式第十一の除却の必要性に係る認定申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書類を添えて、これらを特定行政庁に提出するものとする。

一　区分所有法第十八条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により当該認定の申請を決議した集会の議事録の写し（区分所有法第十八条第二項の規定により規約で別段の定めをした場合にあっては、当該規約の写し及びその定めるところにより当該認定の申請をすることを証する書類）

二　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）第二十八条第二項の表の上欄に掲げる建築物等の区分に応じて同表の下欄に掲げる事項を明示した構造計算書

三　当該マンションが法第百二条第二項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを特定行政庁が適切であると認める者が証する書類その他の当該マンションが当該基準に適合していないことを証するものとして特定行政庁が規則で定める書類

2　特定行政庁は、前項の規定にかかわらず、規則で、前項第二号に掲げる構造計算書を添えることを要しない旨を規定することができる。

（認定通知書の様式）

第五十条　特定行政庁は、法第百二条第二項の認定をしたときは、速やかに、別記様式第十三の除却の必要性に係る認定通知書に前条第一項の申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。

（認定をした旨の通知書の様式）

第五十一条　法第百二条第三項の規定による通知は、別記様式第十四により行うものとする。

（許可申請書及び許可通知書の様式）

第五十二条　法第百五条第一項の許可を申請しようとする者は、別記様式第十五の許可申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2　特定行政庁は、法第百五条第一項の許可をしたときは、別記様式第十六の許可通知書に、前項の許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

3　特定行政庁は、法第百五条第一項の許可をしないときは、別記様式第十七の許可しない旨の通知書に、第一項の許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

第二節　買受計画の認定等

（買受計画の認定の申請）

第五十三条　法第百九条第一項の認定を申請しようとする者は、別記様式第十八の買受計画書を認定申請書とともに提出しなければならない。

2　法第百九条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、要除却認定マンションについてのマンション敷地売却決議の予定時期とする。

（認定通知書の様式）

第五十四条　都道府県知事等は、法第百九条第一項の認定をしたときは、速やかに、別記様式第十九によりその旨を申請者に通知するものとする。

（買受計画の変更）

第五十五条　前二条の規定は、法第百十一条第一項の変更の認定について準用する。

第三章　マンション敷地売却事業

第一節　マンション敷地売却組合

（定款の記載事項）

第五十六条　第一条の規定は、法第百十八条第十号の国土交通省令で定める事項について準用する。

（認可申請手続）

第五十七条　法第百二十条第一項の認可を申請しようとする者は、定款及び資金計画を認可申請書とともに提出しなければならない。